

◆◇JPA事務局ニュース(No.6)-2010年7月29日-----◇◆

各組織で増刷して、役員に配布してください。

＜発行＞日本難病・疾病団体協議会（JPA）事務局
東京都豊島区巣鴨 1-20-9 巣鴨ファーストビル 3F
TEL 03-5940-0182 FAX03-5395-2833
address : jpa@ia2.itkeeper.ne.jp

* インターネットメールは、BCCにてJPA加盟・準加盟組織、役員等に活動に役立つニュースを不定期に配信します。メールアドレスのない加盟組織については、FAX、メール便にて配送します。送信もれ、または各組織で配信希望の役員がいる場合は、事務局までご連絡ください。（追加、訂正、削除などは事務局まで連絡をお願いします。）

**◎第5回総合福祉部会（内閣府障がい者制度改革推進会議）で
新たな制度についての検討開始！**

7月27日、内閣府障がい者制度改革推進会議第5回総合福祉部会が厚生労働省講堂で開催されました。今回から、いよいよ新法にむけての議論が始まりました。

資料および当日の動画は、厚生労働省ホームページ（総合福祉部会のページ）に掲載されています。<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/sougoufukusi/index.html>

今回から、新法に向けての大事な議論になります。多少長くなりますが、最後までお読みくださいますよう、お願いいたします。

冒頭、政府代表として挨拶した山井厚生労働大臣政務官は、「参議院選挙の結果で与党が議席を後退させ、参議院では過半数割れという『ねじれ国会』になったが、障害者福祉を良くすることは超党派で考えるべき課題。ねじれをプラスに変えて、これまでの改革のスピードが鈍ることなく、いっそう加速するようにと願っている」と述べて、与野党で推進会議、総合福祉部会の議論を後押しすることの必要を述べました。同時にこの日閣議決定された来年度予算の概算要求基準については、「各省1割カットという重い課題をつきつけられた。1兆3000億円の自然増については財務省もカットせず全額認める方針。選挙結果は、消費税アップの前にやる必要があるだろうという民意と受けとめている。他省からの批判もあるが、厚労省では率先して省内事業仕分けで様々な無駄をなくすなかでしか予算を捻出できないという厳しい現実もある。部会での意見がかたちとなり制度改革につながっていくよう努力したい」と述べました。

審議に入る前に、今回から毎回基本的な問題での学習を行うこととされ、今回は「障害者権利条約第19条」について、森祐司部会員（社会福祉法人日本身体障害者団体連合会常務理事・事務局長）より、10分程度の報告・説明がありました。第19条は「自立した生活（生活の自律）及び地域社会へのインクルージョン」（川島＝長瀬訳、以下同じ）ということで、障害のある人が地域生活に自律して参加していく権利について定めている項目です。どんな障害のある人でも、どこで誰と生活するかを選択する機会を有し、特定の生活様式（施設など）を義務づけられない

こと、地域社会からの孤立や隔離を防止するための支援サービスにアクセスする権利などを定めていることとして、障害のある人が地域で生活する権利を、障害者基本法を中心に定めることの大事さが強調されました。

その後、茨木副部長より今後の部会での検討スケジュール案（資料4）が示されました。それによると、今後総合福祉部会は月1回のペースで開催（第4もしくは第3火曜）され、9月まで新法の論点についての共通理解を委員間で深め、10月から12月までと来年1月から3月までの2期に分けて、作業チームによる検討案についての情報共有と合意形成を行う。来年4月から7月までで新法の骨格の整理検討を行い、来年8月に新法の骨格提言をまとめる予定。

この10月からの**作業チーム**では、①法の理念・目的、②障害の範囲と選択と決定、③支援体系の3チームに分かれて合意形成のための作業をすすめる。来年1月からの第2期作業チームでは、①地域移行、②地域生活資源整備、③利用者負担、④報酬体系などのテーマでの作業をすすめるなど。

また、児童、就労、医療の分野については推進会議委員、部会委員の**合同作業チーム**を編成して検討をすすめるよう部会として推進会議に要望するとしています。

作業チームは毎回の部会の後半に開催されることになり、その内容も公開を基本とするとのこと。メンバーは部会長副部長により全体のバランスも考えて適任者をそれぞれの作業チームの世話人に指名して選ぶことになるようです。

論点の議論は、論点のなかで意見の相違や共通認識が必要なものを部会長がテーマとして提示し、それに関する討議を行うというかたちですすめられました。あらかじめ委員から出された論点への意見は参考意見も含めて膨大なものです（JPAから提出した意見もすべて掲載されました）。これらの文書意見は、10月以降の作業部会での整理の際に生かされることとなります。

論点A（法の理念・目的・範囲）では、以下①～③の3点について議論を深めるべきテーマ（論点）が提示され、それにもとづいて集中的な論議がされました。

①「総合」ということの意味について。利用対象、主体という意味か、すべての障害者という意味か、支援サービスなのか、そのすべてか。対象者という点では障害のない人も含めた総合なのか。②選択権を前提とした受給権ということを経済に書き込むことができるのか？③特定の生活様式を義務付けられないということを経済に明記することについて、基盤整備ができるのか。等々。野原委員は、「考え方としては、様々な生活保障、保健医療などを包括して扱うべきということ。総合福祉法は総合的に組み立てる、全体を組み立てて個別法や医療、労働などの他領域を調整する機能をもったものにするのが大事なのではないか。谷間のない総合的な福祉ということになれば、障害福祉、保健、医療、就労もふくめた包括的なものでなければならない。総合ということはそういうものではないか」と発言しました。

論点B（障害の範囲）では、制度の谷間を生まない包括的な規定にすべきという点で委員の間では意見が一致したとされ、論点C（選択と決定）では、問題の多い障害程度区分については廃止して、新たな選択と支給決定の方法について検討していくことではほぼ共通理解が得られました。

野原委員は、「障害の範囲について、難病は深刻であり、希少性疾患の多くは病名や診断基準が未確定で、公費負担医療の対象にもなっていない。3割負担で高額な医療費がかかるために医療を受けられない、または抑制する傾向が顕著である。

この人たちの客観的評価をどうするか。医療費問題だけでなく地域で生活するための様々な困難がある。個別のニーズに対応した個別のケアプランができるような基盤ができないと、実情に見合った支援内容の決定は困難と思う。

難病を含めた障害の判定が適切にマネジメントのできる専門職の養成と、専門医の意見も尊重しつつ判定できるような多様性に対応する社会基盤の確立が必要である」と強調しました。この発言を受けて佐藤座長は、「障害者手帳がない人については医師の診断書でかなりできるのではないかとしてきたが、今の話は、医師の診断書もとれない人たちもいるということと受けとめた」と応えました。

その後、全国実態調査について、厚生労働省の藤井障害保健福祉部企画課長から検討状況についての報告がありました。調査については、在宅障害者を中心に行うとする案が示されたことから、施設入所者や長期入院患者への調査が先送りされることについての批判や、調査による心理的影響を危惧する発言もあり、調査のしかたも含めて再度見直しをして次回以降に検討することとなりました。

最後に、前回の議論のなかで、障害者自立支援法違憲訴訟原告・弁護団と厚生労働省との「基本合意」をめぐるやりとりについて立法府全体での合意ではないとの厚労省からの反論があったが、基本合意の相手は直接には長妻厚労大臣であっても、長妻大臣は国務大臣として合意文書に調印したものであり、また合意文書作成協議には常に与党議員も関与していたことから、政府与党もこの合意内容を貫くべきであるとの発言があり、ここでも野原委員より「少なくともこの部会は、基本合意の精神をふまえて新法づくりを行うとの基本的な方向性を今一度確認したい」と提案があり、佐藤部会長も「そのようにすすめられていると理解している」と応え、部会全体の合意として確認されました。

予定を1時間も超過して、2度の休憩を入れながら、5時間の熱い議論が行われました。

今回は8月31日。前回同様、引き続きの論点についての意見提出（8月中旬頃がメ切）が求められます。各加盟組織には、今後、内容をできるだけ報告していくとともに、意見についても早めに原案を準備して、できれば事前に示していけるよう努力したいと思います。

今回は、論点D支援（サービス）体系、E地域移行、F地域生活の基盤。いよいよ、具体的な支援策についての意見が求められます。

難病の人たちに必要な福祉サービスとは？ 現行の自立支援法による介護給付、訓練等給付と地域生活支援事業というサービス区分についてどう考えるか？ 難病の人たちの生活介護、療養介護のあり方は？ 補装具・日常生活用具のあり方について？ 自立支援医療についての課題は？ 難病・慢性疾患をもつ人にとってのホームヘルプ・ガイドヘルプとは？ 医療的ケアが必要な人の地域でのサポート体制の課題とは？ 通勤・通学時の介助、その他に必要な支援は？ 就労支援で難病の人たちに必要な支援とは？ 専門病院などとの地域生活での連携の課題は？ 等々、より具体的に、私たちが必要とする福祉の中身を意見として出してゆくことが必要になります。

あらためて加盟組織宛に、意見提出のお願いを出しますが、みなさん、どうぞ今から、考えを整理しておいてくださいますようお願いいたします。

-----（事務局長 水谷幸司）